

4. 種類別の基本方針

4. 種類別の基本方針

(1) 案内サイン

【配置】

- ・ 駅等の主要な交通拠点、主要な公共施設、著名な観光施設及びルート上の主な分岐点等、多くの人が集まる場所への設置を検討します。
- ・ 全体の地図情報の提供はもとより、サインシステムによる歩行者系の誘導サインと連動させることで、効率的な誘導を図ります。
- ・ 案内地図の使用など情報量が多いため、利用者の滞留空間が確保できる場所に設置し、通行の妨げにならないように配慮します。
- ・ 道路（歩道上）に設置する場合は、原則として道路に対して平行に設置します。
- ・ 設置の際は、外光、照明の反射又は映り込みにより、視認性が低下しないように配慮します。
- ・ 設置場所の有効活用及び景観への配慮から、可能な限り他のサインとの集約化を図ります。

【デザイン】

- ・ 案内サインの地図表示面は利用者が見やすい色使いとします。
- ・ 利用者の行動目的及び設置場所を考慮して、掲載範囲を選択します。
- ・ 地図表示は広域案内を目的とする市域全体を表示するもの、市街地一体を表示するもの及び現在地周辺の案内を目的とする地図の3種類を基本とします。
- ・ 地図表示面の中心位置を1250mm～1350mm程度の高さとしします。
- ・ 設置する対象物のコンセプトやイメージに合った素材及び色彩とします。
- ・ 周辺の景観に配慮した大きさ及び形状とします。
- ・ 過度な装飾の使用は避けます。
- ・ 表示板の端部処理等、安全面に十分留意します。
- ・ 反射により、表示面の視認性が低下しないように素材を検討します。

【表記】

- ・ 表示面が煩雑にならないように、掲載施設を取捨選択して表示します。
- ・ 設置位置にサインがあることを示すため、インフォメーションマークを表示します。
- ・ バリアフリー経路や多機能トイレ、車いす使用者が利用可能なエレベーター等の設備の情報については、誘導経路やピクトグラム等を活用して表示します。

■案内サインの種類

案内サインの種類については、利用目的や掲載すべき情報に合わせて、下記の表から選択します。

種類	利用目的	主な掲載情報	地図の向き
広域案内図	厚木市全域の概要を把握するための支援及び市内の他拠点への移手段情報の手ごかりを表示	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に立地する優先度の高い施設及び観光地等（広域避難場所等）を掲載 ・鉄道及び主要道路の表示 ・隣接市町村との位置関係の表示 	北を上
市街地案内図	市街地の構造を把握させ、現在地及び目的地の位置関係、並びに目的地までの具体的な手ごかりを表示	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の中で優先度の高い施設を掲載 ・鉄道、主要道路及びバス路線等の表示 	前方を上
周辺案内図	現在地周辺の詳細な地域情報と周辺の施設概要の把握を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地案内図より詳細な地域情報を掲載 ・鉄道、主要道路及びバス路線等の表示 	前方を上

※市内には住居表示が目的である「住居表示街区案内図」が設置されていますが、代用できる案内サイン（案内図）があれば、設置場所や目的に合わせて種類を選択し、設置の検討を行います。

■種類別の範囲及び縮尺

- ・案内図については、下記の掲載範囲及び縮尺を参考に設置場所の状況に応じて選択します。
- ・現在地が把握しやすい、又は目的地までの経路が把握しやすい等の場合、状況に合わせて縮尺又は掲載範囲を変更可能とします。

種類	板面サイズ(W mm × H mm)	掲載範囲	縮尺
広域案内図	1000×1000	市域全域	市域全域
	600×600		
市街地案内図	1000×1000	約 2.0km～3.0km 四方	1/2000 ～1/3000
	600×600	約 1.2km～1.8km 四方	
	300×300	約 600m～900m 四方	
周辺案内図	1000×1000	約 1.0km 四方	1/1000
	600×600	約 600m 四方	
	300×300	約 300m 四方	

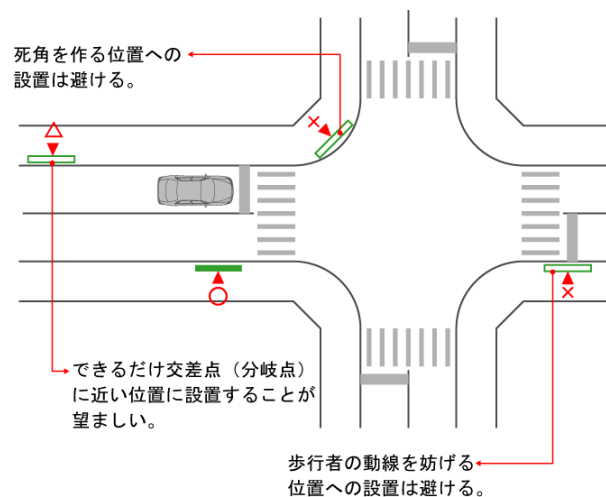
※周辺案内図と合わせて掲載する広域図（Key Map）については、W:240×H:240程度とし、縮尺 1/8000 で約 2.0 km 四方を掲載し、周辺案内図の範囲を赤枠で表示します。

■設置における配慮事項

- ・歩行者動線の結節点の視認しやすい位置に設置します。
また、歩行者の円滑な移動を妨げないように配慮します。
- ・視覚障がい者ブロック（点字ブロック）の位置とサインの視認位置との関係に配慮して設置します。
- ・サイン設置後においても、十分な歩行者空間を確保します。
- ・道路上においては、街路樹、屋外広告物及び道路構造物等との関係に留意して設置します。
- ・原則として、道路上に設置しますが、施設敷地内への設置が可能な場合、道路に面する歩行者の視認性が確保できる場所に設置します。

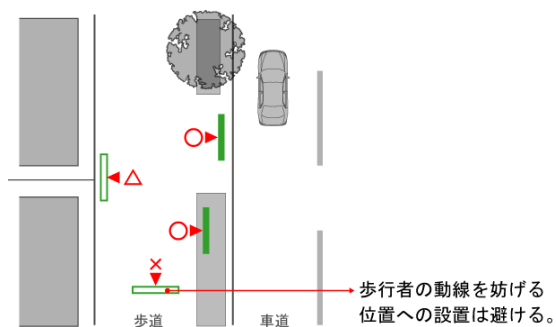
○交差点に設置する場合

交通の支障にならないように配慮しつつ、可能な限り、交差点（分岐点）に近い場所に設置します。



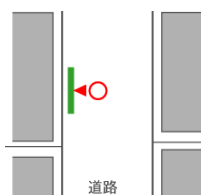
○広幅員道路（歩道のある）に設置する場合

街路樹及び標識等に配慮しつつ、歩道の道路側若しくは、植込み内等に設置します。



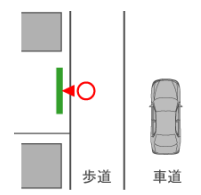
○歩道がない、狭幅員道路に設置する場合

道路の敷地境界側に設置します。



○施設敷地内に設置が可能な場合

敷地内の道路（歩道に面する）見やすい場所に設置します。



■情報掲載一覧

案内サインに案内図のベースマップは、下記の表を参考に作成します。
 (ベースマップは線及び面で構成されるもので、基本的な情報を表示します。)

項目	誘導施設	規模、条件等	ベースマップ	ピクトグラム	名称
地勢	山、河川、湖、池、緑地、棧橋等	全て	○		○
行政界	市、町、村	名称、境界の表示	○		○
	丁、番地	数字で表示	○		○
道路	道路	高速道路、国道、県道、主要地方道	○		○
		通称名のある通り	○		○
	歩道	主要な道路等	○		
	歩行者専用道路等	主要な道路等	○		○
	ペDESTリアンデッキ、横断歩道橋	主要なもの	○		
	地下横断歩道、階段部	主要なもの	○		
	横断歩道	主要なもの	○		
	踏切	主要なもの	○	○	【踏切】
	インターチェンジ	主要なもの	○		○
	交差点（信号機）	主要な交差点（信号マーク表示）		○	○
	橋、トンネル等	主要なもの	○		○
交通施設	鉄道路線	全て	○		○
	鉄道駅	全て	○	○	○
	駅出口	主要な箇所			○
	バス路線	全て（路線を統合）	○		
	バス等の公共交通機関のターミナル	全て		○	○
	バス停留所	全て（停留所は図記号）		○	△
	タクシー乗場	主要な場所等		○	
	公共駐車場、公共駐輪場、レンタサイクル	主要なもの		○	

※○*：ピクトグラム表示は施設用途に応じて記載します。

※△：案内図の縮尺や情報量に多さにより掲載の可否を判断します。

下記表を参考に目的及び見やすさに配慮して、ベースマップ上に掲載する施設を選択します。

項目	誘導施設	規模、条件等	図形表現	ピクトグラム	名称	
移動円滑化 施設	公衆トイレ	使用時間制限がある場合の表記	△	○		
	エレベーター	道路上、公共交通機関出口等	△	○		
	エスカレーター	道路上、公共交通機関出口等	△	○		
	バリアフリー経路	特定経路、準特定経路	○			
情報拠点	案内所	有人の施設、観光案内所		○		
	情報コーナー	案内サインの設置箇所等		○		
公園	街区公園以上の公園		○	○	△	
観光名所	史跡、名勝、歴史的建造物	国、県、市指定の登録文化財になっている地勢、建造物、構造物等	○	○※	△	
	全国的な有名地	温泉地等	○	○※	△	
行政施設	市役所	全て（図記号◎を使用）	○		○	
	県 機関	全て	○		○	
	中央官庁又はその出先機関	全て	○		○	
	警察署	全て	○	○	○	
	交番	全て		○	【交番】	
	消防署	主要なもの	○		○	
	裁判所、税務署、法務局	主要なもの	○		○	
	郵便局	普通郵便局		○	○	○
		特定・簡易郵便局			○	【郵便局】
	職業安定所	主要なもの	○		○	
公民館ほかその他の市施設	主要なもの	△		△		
文化施設	図書館	公立全て		○	○	
	博物館、美術館	公立及び施設全体が博物館、美術館として利用されているもの	○		○	
	文化会館、劇場、ホール	公立及び公共性の高い主要な施設	○		○	
スポーツ 施設	総合競技場、体育館	全て	○	○※	○	
	スポーツセンター	全て	○			
	野球場	公立の野球場	○	○	○	
	テニスコート	公立のテニスコート	○	○	○	
医療 福祉施設	病院	公立病院、救急病院または病床数 100 以上の病院	○	○	○	
	保健福祉施設	公共性の高い主要な施設	○		○	

※○※：ピクトグラム表示は施設用途に応じて記載します。

※△：案内図の縮尺及び情報量により掲載の可否を判断します。

項目	誘導施設	規模、条件等	図形表現	ピクトグラム	名称
教育施設	大学、短大、高等学校、中学、小学校	全て	○		○
	幼稚園	全て	○		【幼稚園】
	保育園	全て	○		【保育園】
	その他の教育施設	公共性の高い主要な施設	△		△
避難場所	広域避難場所	市指定の避難場所		○	
	指定避難場所	市指定の避難場所（マーク表示）		○*	
産業施設	公益企業	NTT、ガス、電力会社の本支店	○		○
		公団、公社の本支店	△		△
	金融機関	都市銀行、地方銀行本支店		○	
宿泊施設	ホテル・旅館	厚木市観光協会または厚木ホテル協議会に加盟	○	○	○
民間・商業施設	大規模小売店舗	利用者も多くランドマーク性が高い大規模な小売店舗	○		○
	レジャー施設	利用者の多い施設（ゴルフ場など）	○		○
その他	大規模建築物	ランドマーク性が高い、利用者が多いと考えられる施設や地域での認知度の高い施設	○		○
	その他	広域にわたり視認可能な高さを有する施設、または区画の大部分を占め、道路の結節点に位置し、地点認識に有効とされる施設	○		○

※○*：ピクトグラム表示は施設用途に応じて記載します。

※△：案内図の縮尺及び情報量により掲載の可否を判断します。

- ・項目は「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」を基に作成しました。
- ・上記に掲げた施設等を掲載基準としますが、縮尺及び情報量による地図面の煩雑さ等を踏まえて、掲載の可否を決定します。
- ・建築物については、シルエット（平面外形）を図示します。
- ・ピクトグラムがない施設を掲載する場合は、アイキャッチャー（■）を使用します。

- ・国道及び県道については、それぞれのマーク（左図）を路線上の必要な位置に表記します。
その際、道路名称表記は行いません。ただし、通称名のあ
る通りについては、その通称名を表示します。



- ・指定避難場所については、広域避難場所と同様のピクトグラムを使用します。

- ・地図面に表示する信号マークについては、左図の記号を使用します。



- ・寺院、神社については、地図記号を基に作成した左図の記号を使用します。（左：寺院／右：神社）

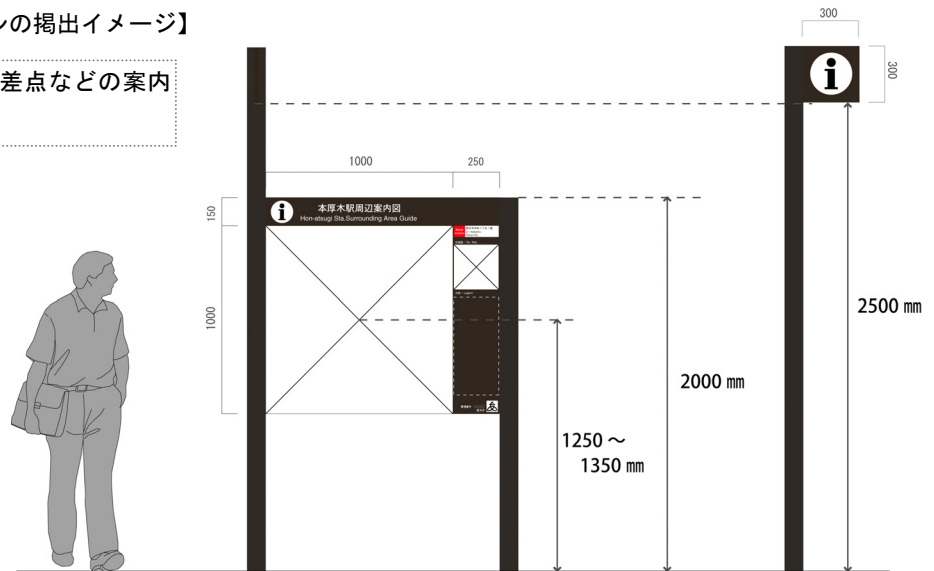


■案内サインの形状

- 案内サインは原則として独立型とします。ただし、独立型の設置が困難な場合に限り、壁掛け型を用いることを可能とします。
- 地図情報とともに、現在地を表示します。
- 設置場所や利用目的によっては、広域案内図及び市街地案内図若しくは広域案内図及び周辺案内図を同時に使用可能とします。
ただし、同時に使用する場合は、各々を単独で設置せず、一体的に掲出し、サインの集約化を図ることとします。
- 一体的に掲出する際は、上端及び下端の高さを可能な限りそろえます。
- 案内サインがあることを示すため、一定の距離からも視認しやすい位置にインフォメーションマークを掲出します。
また、高さはインフォメーションマーク表示の下端 2500 mm以上を確保することとします。
- 高さについては、路面から 1250～1350 mmの範囲に地図面の中心を収め、最高地上高については、2000 mmを原則とします。

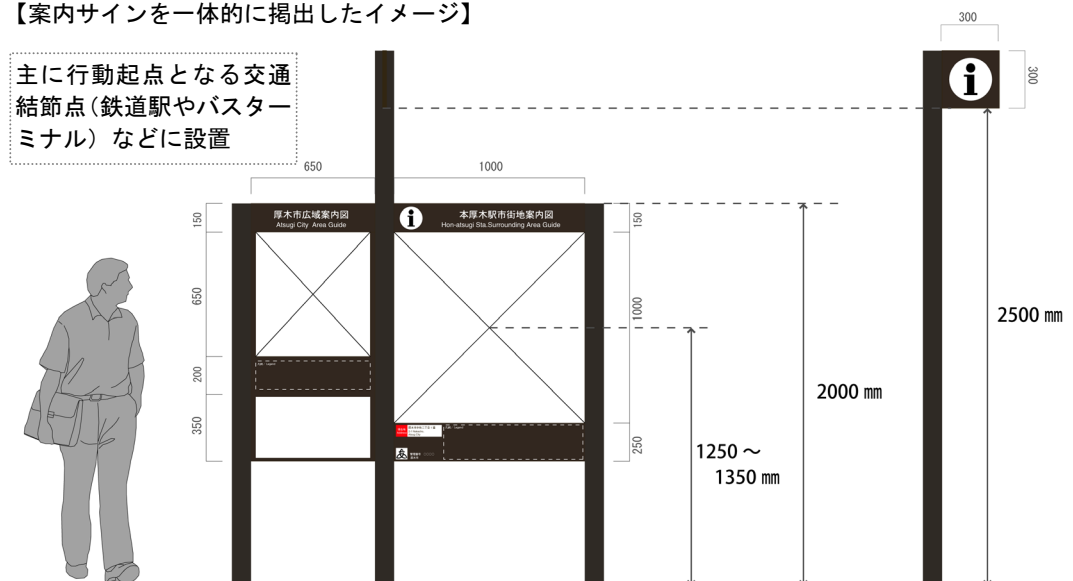
【案内サインの掲出イメージ】

主に主要交差点などの案内
拠点に設置



【案内サインを一体的に掲出したイメージ】

主に行動起点となる交通
結節点(鉄道駅やバスター
ミナル)などに設置

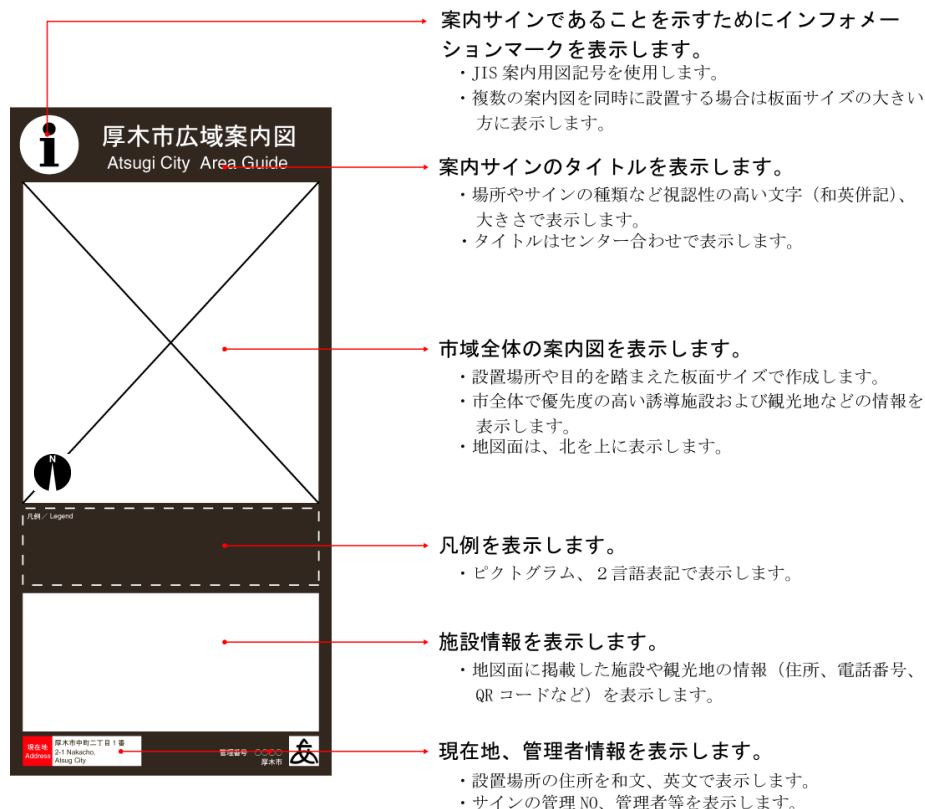


板面ベースカラー：ダークブラウン／支柱ベースカラー：ダークブラウン

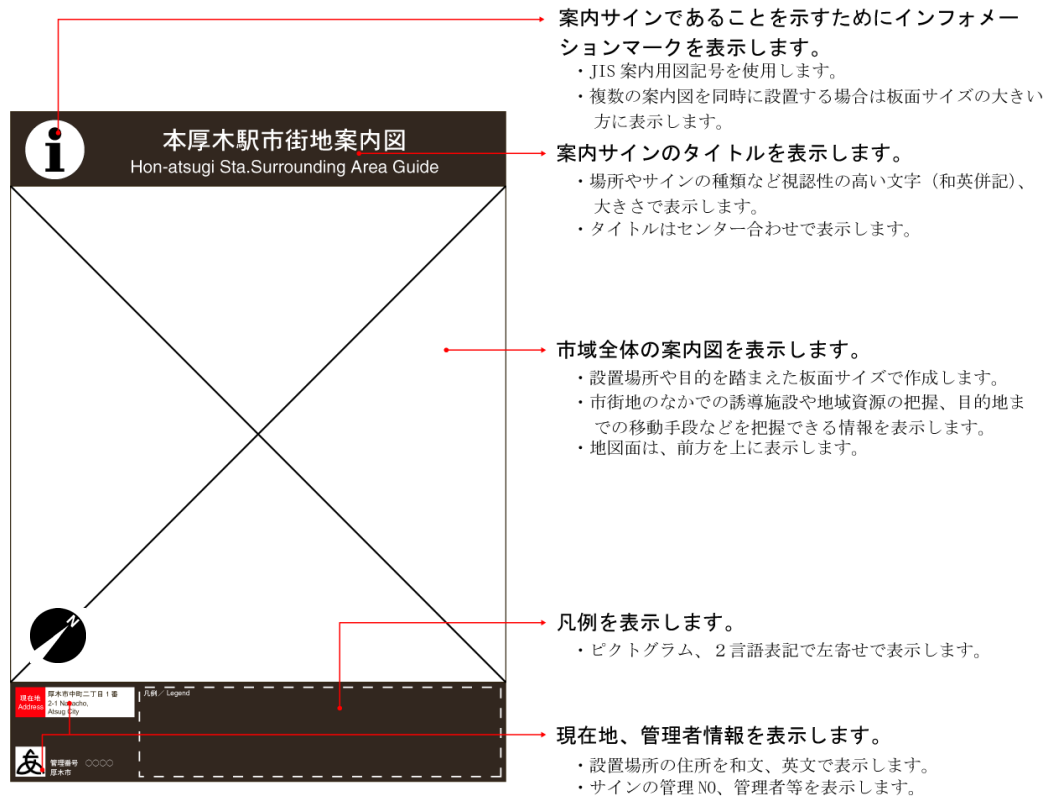
■案内サインの表示面の構成に係る配慮事項

- ・案内図の種類（広域、市街地及び周辺）に応じて、各々に必要な情報を取捨選択して掲載し、見やすい表示面（視認しやすい文字及び地図面）となるよう工夫します。
- ・インフォメーションマーク、案内図（地図情報）、タイトル、地図面の凡例、現在地及び管理者情報の表示を基本とします。
ただし、一体的に掲出する場合は、必要に応じて、インフォメーションマーク、現在地及び管理者情報（同様の場合のみ）等は掲載しなくてもよいものとします。
- ・広域案内図については、市域全体を捉えて市内の主要な施設や観光地等の概要を掲載します。
- ・周辺案内図については、一定の範囲内の中で現在地を容易に確認できるよう、広域図（Key Map）を付記します。
- ・裏面については、反対側の歩道等から案内サインであることが把握できるように、インフォメーションマーク、タイトル、現在地及び管理者情報を表示します。
また、設置場所が通り名のある通りに面している場合は、通り名も表示しますが、一体的に掲出する場合は、板面サイズの大きい方又は左側にある方に表示します。

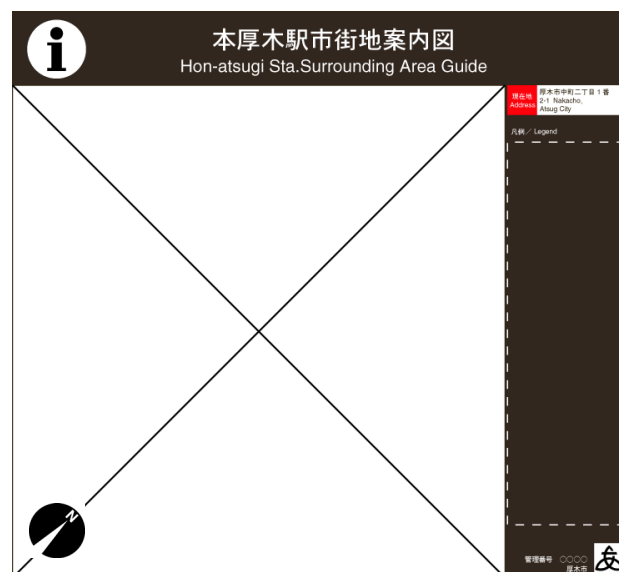
【広域案内図の表示面の構成イメージ】



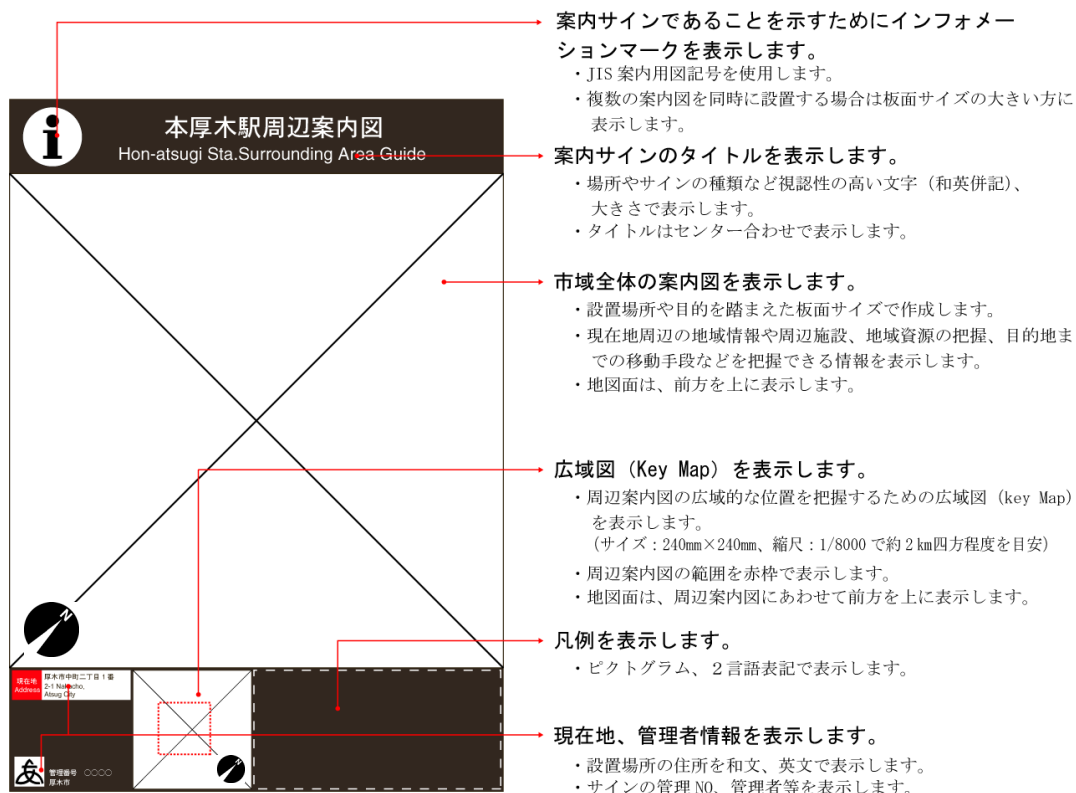
【市街地案内図の表示面の構成イメージ／現在地及び凡例等を下端に配置した場合】



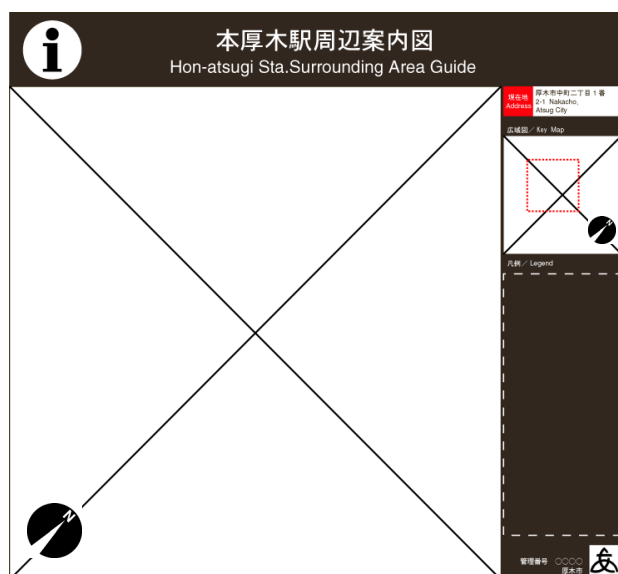
【市街地案内図の表示面の構成イメージ／現在地及び凡例等を地図面右側に配置した場合】



【周辺案内図の表示面の構成イメージ／現在地及び凡例等を下端に配置した場合】

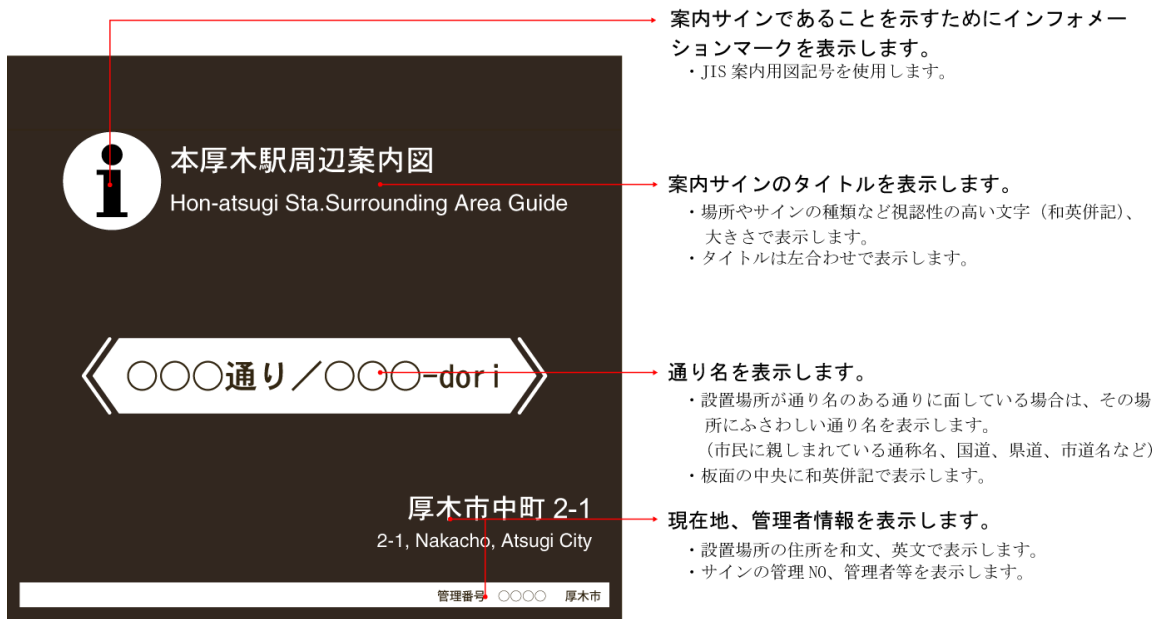


【周辺案内図の表示面の構成イメージ／現在地及び凡例等を地図面右側に配置した場合】



【裏面の構成イメージ】

一体的に掲出する場合は、板面サイズの大きい方又は左側にある方に表示します。ただし背後にある施設や街路樹等により、視認性が確保できない場合はこの限りではありません。



【案内図の凡例の表記イメージ】

- ・ピクトグラムを先頭に上段を和文、下段を英文で表記します。
- ・凡例には施設名称等の固有名詞は表記しません。

バリアフリー経路 Accessible Route	案内地図 Information Map	広域避難場所 Safety Evacuation Area	バスターミナル Bus Terminal	郵便局 Post Office
バス路線 / 停留所 Bus Route / Bus Stop	エレベーター Elevator	鉄道駅 Railway Station	病院 Hospital	駐輪場 Bicycles Parking
国道番号 National Highway Route No.	トイレ Toilets	タクシーのりば Taxi Stop	警察署 / 交番 Police Station / Police Box	駐車場 Parking

■地図表示の色彩

・案内図の使用色については、下記の色彩を参考に判読性を確保した地図面を作成します。

区分	施設名	色彩例	色 (Pantone No.)	
			仕様	(参考) CMYK値
緑地	森		Pantone:376C 枠線無し	60-0-100-0 -
	公園・緑地		Pantone:390C 枠線無し	40-0-100-0 -
	緑道		Pantone:5865C 枠線無し	0-0-30-10 -
	水域 湖、池、河川		Pantone:292C 枠線無し	50-10-0-0 -
施設	敷地		Pantone:467C Procces Black 0.1mm	10-20-40-0 0-0-0-100
	名称表記 一般施設		Pantone:Warm Gray 1C 枠線無し	0-0-0-10 -
	名称表記 大規模競技場		Pantone:Warm Gray 1C Procces Black 0.2mm	0-0-0-10 0-0-0-100
	駅舎 高架等		Pantone:Warm Gray 1C Procces Black 0.2mm	0-0-0-10 0-0-0-100
	地下街		Pantone:420C Cool Gray 10C 0.2mm	0-0-0-25 0-0-0-72
	歩道橋・ ペデストリアンデッキ		Pantone:Warm Gray 1C Procces Black 0.2mm	0-0-0-10 0-0-0-100
道路	高速道路等		Pantone:Warm Gray 4C Procces Black 0.2mm	30-30-30-0 0-0-0-100
	モール・歩行者 専用道路等		Pantone:121C 枠線無し	0-10-70-0 -
鉄軌道	鉄道軌道		Pantone:Cool Gray 9C 3.0mm	0-0-0-65
	地下鉄軌道 (トンネル部)		Pantone:Cool Gray 9C 3.0mm 破線	0-0-0-65
	バス路線		Pantone:Red 032C 0.35mm	0-100-100-0
パリアフリー 経路	パリアフリー 経路		Pantone:Red 032C 3.0mm 破線	0-100-100-0
境界線	市境界線		Pantone:Cool Gray 8C 2.0mm 一点鎖線	0-0-0-55
	町境界線		Pantone:Cool Gray 8C 1.0mm 破線	0-0-0-55
	丁目境界線		Pantone:Cool Gray 8C 1.0mm 点線	0-0-0-55
現在地	現在地表示		Pantone:Red 032C 枠線無し	0-100-100-0 -

安全色青		100-60-10-0
安全色緑		100-20-70-0
安全色黄		0-20-90-0
横断歩道		0-0-0-40
住所等グレー文字		0-0-0-65
歩道橋階段		0-0-0-55

出典：「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」より作成

(2) 誘導サイン

【配置】

- ・多くの人が利用する公共施設等が集中する場所や、誘導の必要性が高い施設の周辺に設置を検討します。
 - ・交通結節点や利用者の動線が分岐する主要な交差点からそれぞれ視認でき、歩行者の通行の妨げにならないように設置します。
 - ・他の交通標識の視認の妨げにならないように設置します。
 - ・目的地までのルートが広域にわたる場合は、主要な分岐点を中心に必要に応じて繰り返し誘導サインを設置します。
- また、誘導ルートについては必ずしも最短ルートを選択するのではなく、地域住民の生活道路への誘導を避けること、歩行者の安全を確保する等に配慮して設定します。
- ・目的地までの誘導とともに、サインシステムにより歩行者系の案内サインと連動させることで、効率的な誘導を図ります。

【デザイン】

- ・設置場所の状況や表示する情報量に応じて、適切な形状及び大きさのサインを掲出します。
- ・周辺の景観に配慮した、シンプルなデザインとします。
- ・過度な装飾の使用は避けます。
- ・サインシステムで設置する際、高さ、色彩及び素材等をそろえることで、サインの顕在性を高めます。

【表記】

- ・表示面は煩雑にならないように、掲載施設を取捨選択して表示します。
- ・表示面には、基本的に目的地・施設名称、距離、方面、ピクトグラム等を表示します。
- ・サインシステムにおける案内サインと目的地・施設の名称等を統一します。
- ・複数の通り名が集中している場合、通りへの誘導を促すサインについても検討します。
- ・見やすい部分に、サイン管理者及び設置位置の所在地を表示します。また、通り名称など利用者にとって有用な情報の記載を可能とします。

■誘導サインの種類

誘導サインの種類については、設置場所や誘導すべき目的地の数等に合わせ、下記の表から選択します。

種類	特徴
平板型	<ul style="list-style-type: none"> 大きな表示面により誘導すべき施設が多い、多方面への施設への誘導が必要な場所での使用が可能です。 サインシステムにおいて、案内サインと連携して掲出することが可能で、デザイン等の統一も図られます。 ※駅やバスターミナル等の交通拠点や主要な交差点、通りの終点等の案内拠点への設置が効果的です。
矢羽型	<ul style="list-style-type: none"> 一定の距離があっても視認性や判読性の確保が容易で、表示板の向きで方向指示することが可能なため、視覚的な誘導が行いやすい。 デザインの特徴から視覚的な誘導が行いやすい。 表示板を各方面(誘導方向)に掲出することが可能ですが、複数の方面に設置の際は、支柱から一定程度の空間の確保が必要になります。 目的地ごとに表示が必要なため、誘導可能な施設の数が限られます。 ※主要な交差点や通りの中間点、施設周辺の誘導確認サインとしての設置が効果的です。

■配置における配慮事項

- 歩行者動線の結節点において、視認しやすい位置に設置します。
また、歩行者の円滑な移動を妨げないように配慮します。
- 視覚障がい者ブロック（点字ブロック）の位置及びサインの視認位置の関係に配慮して設置します。
- 道路上においては、街路樹、屋外広告物及び他の交通標識等との関係に留意して設置します。

【平板型】

- 歩道に対して並行に設置を基本としますが、進行方向に対して直行して設置する場合は表裏両面の誘導サインとしての表示を検討します。
- 案内サイン等と一体的に設置する場合、周囲の状況及び利用者の滞留空間に考慮して設置します。

【矢羽型】

- 分岐点となる交差点及び交差点付近の見やすい位置に設置します。
- 目的地までの範囲が広範囲にわたる場合は、必要に応じて繰り返し配置を心がけます。
- 表裏の表示面で、施設誘導が適切に行われるように配慮します。

■ 誘導サインに表示する施設

誘導サインに表示する施設は、その地域や設置場所の状況に応じて、下記の表から主要な施設を選択して表示します。

項目	誘導施設	規模、条件等	ピクトグラム
地勢	地勢	河川、山等	
	道路	通称名のある通り等	
	橋	移動の手がかりとなる橋等	
交通施設	鉄軌道	鉄道駅	○
	バス	バスターミナル	○
移動円滑化施設	公衆トイレ		○
	エレベーター		○
	エスカレーター		○
情報拠点	観光案内所	有人のもの	○
公園	大規模な公園	近隣公園規模以上	○
観光名所	史跡、歴史的建造物		○*
	全国的な有名地	温泉地等	○*
行政施設	中央官庁又はその出先機関		
	県庁、市役所		
	警察署		○
	消防署		
	裁判所、税務署、法務局		
	郵便局	集配局以上	○
文化施設	図書館		
	博物館、美術館		
	文化会館、劇場、ホール		
スポーツ施設	総合競技場		○*
	各種スポーツ場	野球場、テニスコート等	○*
	体育館、武道館		
医療福祉施設	病院	救急又は病床数 100 以上	○
	大規模な福祉施設		
その他の施設	広域避難場所		○
	その他誘導が必要な施設		

※ピクトグラム表示は施設用途に応じて記載します。

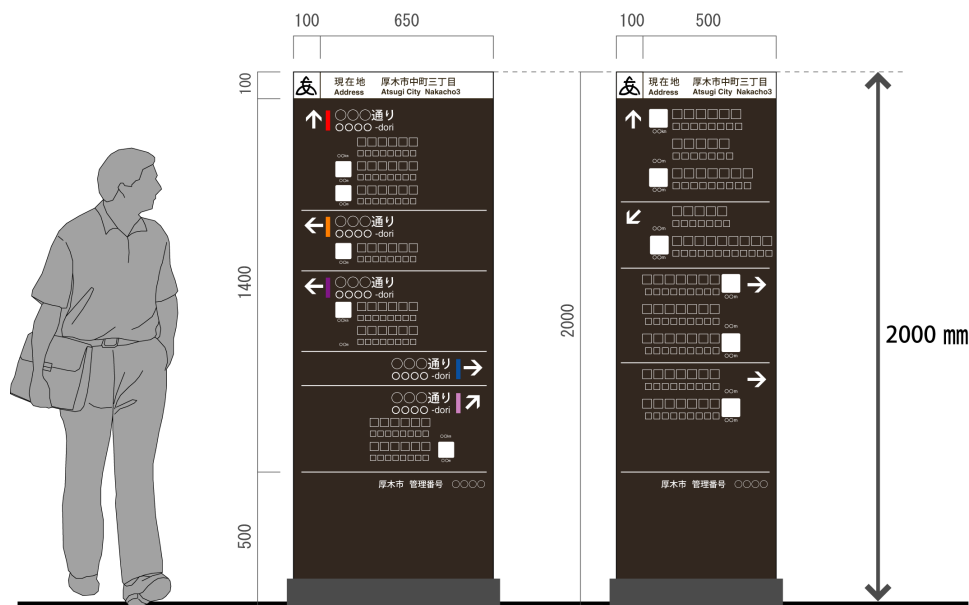
■誘導サインの形状

設置場所及び誘導すべき施設数等に応じて、誘導サインの種類を選択します。

【平板型】

- ・平板型は原則として独立型とします。
ただし、独立型の設置が困難な場合に限り、壁掛け型を用いることを可能とします。
- ・駅前やバスターミナル、主要な交差点など十分な空間が確保できる場所に設置します。
- ・一連のサインシステムエリア内では、掲出の高さをそろえます。
- ・高さについては、最高地上高を 2000 mm 程度とします。
- ・交通結節点（鉄道駅、バスターミナル等）の誘導すべき施設が多い場所に、歩行者の動線に配慮して設置します。
- ・効率的な誘導を促すために、案内サインと併設するなど設置方法を工夫します。

【誘導サイン平板型の掲出イメージ（左：通り名を活用したタイプ／右：通常タイプ）】



板面ベースカラー：ダークブラウン
支柱ベースカラー：ダークブラウン

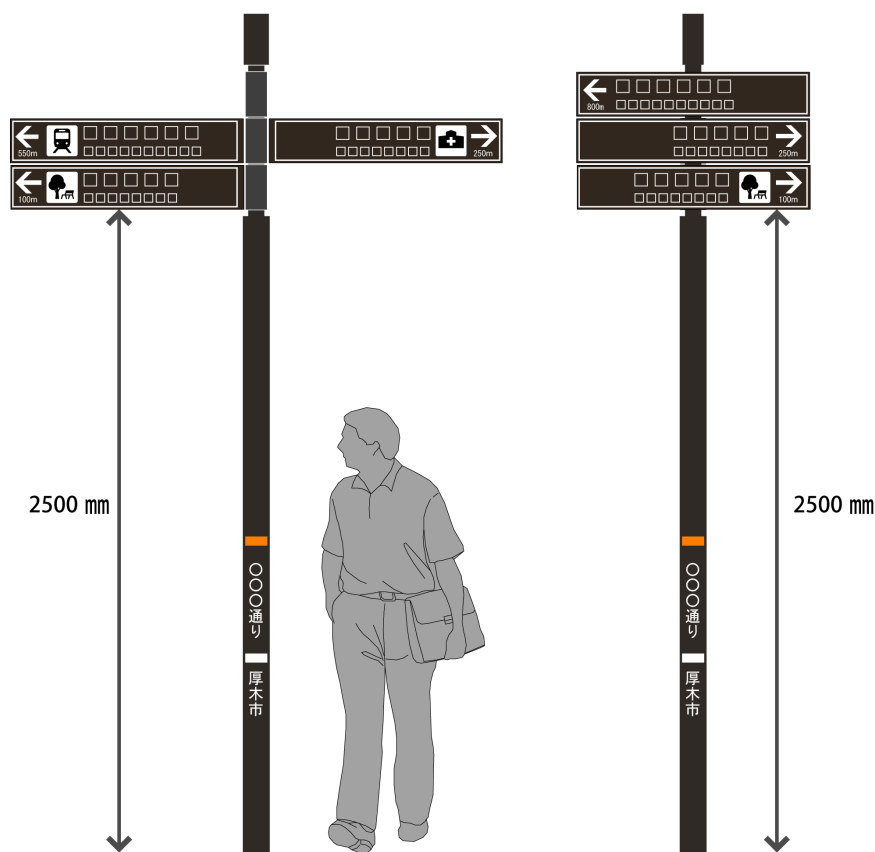
表示面の表記例

文字書体	和文	角ゴシック体
	英文	サンセリフ系書体
文字高さ	和文	40 mm / 30 mm
	英文	30 mm / 20 mm
ピクトグラム		60 mm

【矢羽型】

- ・ 矢羽型は原則として独立型とします。ただし、共架できるものある場合は集約化を検討します。
- ・ 歩道に設置する場合は、多方面の誘導を可能とするため、歩車境界から十分な空間を確保できる場所を検討します。
- ・ 設置場所の道路状況を踏まえて、大タイプと小タイプを選択して設置します。
- ・ 掲出高さについては、矢羽表示板の下端を路面から 2500 mm以上を確保するように配慮します。
- ・ 支柱などの見やすい場所に、現在地と管理者情報を表示します。設置する通りに通称名等がある場合は、通り名についても表示します。
- ・ 設置するスペースがない場所においては、表示板をプレートとして製作し、各施設の壁や塀などへの設置を検討します

【矢羽型の掲出イメージ（左：大タイプ／右：小タイプ）】



板面ベースカラー：ダークブラウン
支柱ベースカラー：ダークブラウン

表示面の表記例

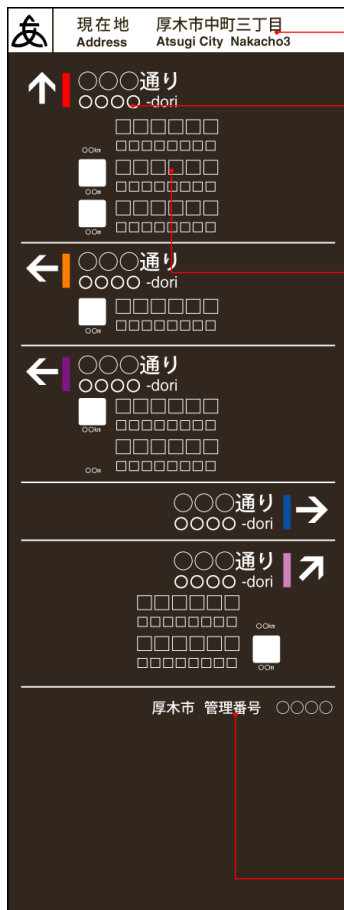
文字書体	和文	角ゴシック体
	英文	サンセリフ系書体
文字高さ	和文	60 mm
	英文	40 mm
ピクトグラム		120 mm

■平板型の表示面の配慮事項

- ・設置場所及び利用目的を踏まえて、必要な情報を取捨選択して掲載し、見やすい表示面（視認しやすい文字）となるよう工夫します。
- ・現在地、目的地（通り名及び誘導施設）及び管理者情報の表示を基本とします。また、目的地については、通り名、誘導施設名称（和英併記）、距離、方面（矢印）及びピクトグラム等を表示します。
- ・目的地（通り名、誘導施設）については、わかりやすいよう方面ごとにまとめて表示します。
- ・目的地（通り名及び誘導施設）については、「前方」「左方向」「右方向」の順に表示し、距離の遠い施設から順に表示します。
- ・「右方向」の目的地（通り名及び誘導施設）については右寄せで表示し、それ以外の「方向」については左寄せで表示します。
- ・視認性を確保するため、原則として、路面から 50 cm以下には、目的地（通り名、誘導施設）の表示をしないこととします。
- ・裏面については、反対側の歩道等から位置情報等が把握できるように、現在地及び管理者情報を表示します。また、設置場所が通り名のある通りに面している場合は、通り名も表示します。

【平板型の表示面の構成イメージ／通り名を活用した場合】

主に通称名が付いた通りが集中している行動起点（鉄道駅及びバスターミナル等）に設置



→ 現在地を表示します。

- ・設置場所の住所を和文、英文で表示します。

→ 通り名を表示します。

- ・一連のサインシステムの中で通り名を活用する場合は、通り名称（和英併記）とその方面（矢印）を表示します。
- ・案内サインと連携する場合は、色などを用いるなど見やすい工夫を行います。

→ 誘導施設等を表示します。

- ・通り名を活用したサインシステムの場合は、目的地となる場所までのルートとなる通り名の下に目的地を表示します。
- ・ピクトグラム、距離、施設名称（和英併記）を表示します。

--- 通り名と誘導施設の表示の考え方 ---

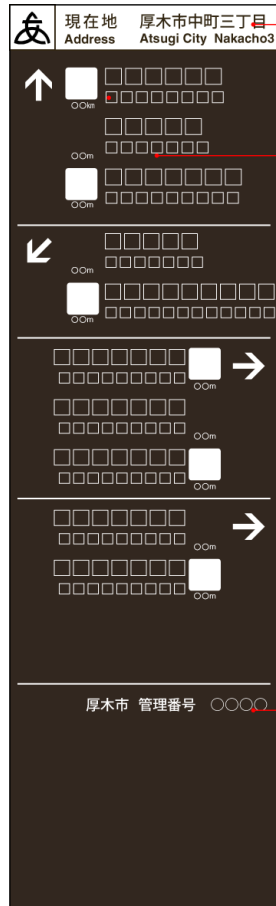
- ・基本的に「前方」「左方向」「右方向」の順序で記載します。また、方向別に線などで区分して表示するなど見やすい工夫を行います。
- ・「右方向」にある通り名および誘導施設については右寄せで表示します。それ以外の方向の場合は左寄せで表示します。
- ・通り名の下に記載する誘導施設については、距離の遠い施設から順に表示します。
- ・設置場所に応じて、誘導施設を取捨選択して表示します。
- ・誘導施設の文字の大きさについては、通り名を主な誘導対象とするため、板面サイズと誘導施設数にあわせて調整可能とします。
- ・通り名及び誘導施設の記載は基本的に地面から 50 cm以下には表示しないこととします。ただし、駅などの交通結節点などで、多数の誘導施設を誘導する必要がある場合についてはこの限りではありません。

→ 管理者情報を表示します。

- ・サインの管理 NO、管理者等を表示します。

【平板型の表示面の構成イメージ】

主に行動起点（鉄道駅及びバスターミナル等）や案内拠点（主要交差点及び通りの終点等）に設置



→ 現在地を表示します。

- ・設置場所の住所を和文、英文で表示します。

→ 誘導施設等を表示します。

- ・通り名を活用したサインシステムの場合は、目的地となる場所までのルートとなる通り名の下に目的地を表示します。
- ・ピクトグラム、距離、施設名称（和英併記）を表示します。
- ・基本的に「前方」「左方向」「右方向」の順序で記載します。また、方向別に線などで区分して表示するなど見やすい工夫を行います。
- ・「右方向」にある通り名および誘導施設については右寄せで表示します。それ以外の方向の場合は左寄せで表示します。
- ・同方向で区分された誘導施設については、距離の遠い施設から順に表示します。
- ・設置場所に応じて、誘導施設を取捨選択して表示します。
- ・誘導施設の記載は基本的に地面から 50 cm 以下には表示しないこととします。ただし、駅などの交通結節点などで、多数の誘導施設を誘導する必要がある場合についてはこの限りではありません。

→ 管理者情報を表示します。

- ・サインの管理 NO、管理者等を表示します。

【平板型の裏面の構成イメージ】



■ 矢羽型の表示面の配慮事項

- ・方面（矢印）、距離、ピクトグラム及び目的地（通り名及び誘導施設）の表示を基本とします。
また、目的地については、上段に和文、下段に英文を表示します。
- ・「右方向」の目的地（通り名及び誘導施設）については右寄せで表示し、それ以外の「方向」については左寄せで表示します。
- ・支柱部分など見やすい位置に、現在地及び管理者情報を表示します。

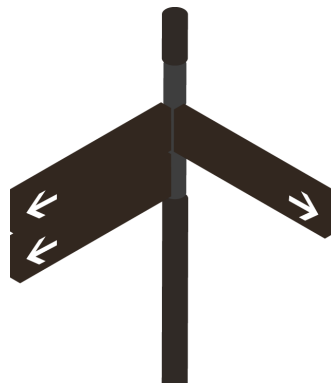
【矢羽型の表示面の構成イメージ】



■ 矢羽型の表示板の配慮事項

- ・表示板を複数の方向に掲出する場合は、各方向の矢羽本数について、大きく枚数差が生じないようにバランスを考慮して設置の向きを決定します。
- ・複数の施設を誘導する場合は目的地（通り名、誘導施設）までの距離が遠い施設から順に設置します。
- ・小タイプについては見やすさを優先するため、方面（板の向き）を可能な限り統一することとします。

【矢羽型の板面のイメージ（左：大タイプ／右：小タイプ）】



方面（矢羽の向き）ごとに距離の遠い目的地から、順に設置します。



距離だけを優先するのではなく、方面（矢羽の向き）の統一に配慮します。

■ 距離表示の配慮事項

目的地までの距離表示については下記のルールで表記します。

距離表示のルール		例
2桁の場合	下1桁を四捨五入	72 m → 70 m
3桁の場合	下1桁を四捨五入	248 m → 250 m
4桁の場合	下2桁を四捨五入し、kmで表示	1215 m → 1.2 km

(3) 記名サイン

【配置】

- ・施設利用者の動線に考慮し、主要な入口付近に設置します。
- ・設置スペースに余裕がない場合は単独設置ではなく、門柱等の工作物及び植栽等を利用します。
- ・敷地に面する歩道から視認可能な位置に設置します。

【デザイン】

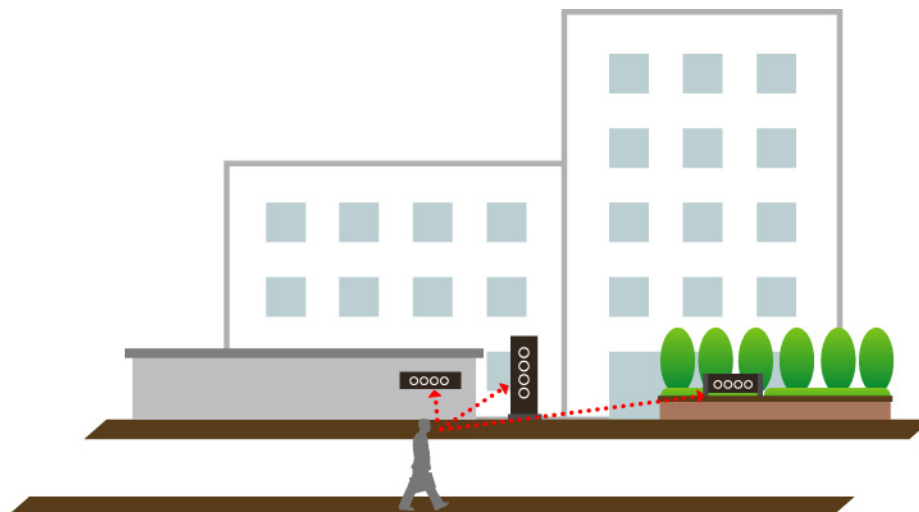
- ・表示面及び文字の色に留意し、判読性を確保します。
- ・サインの装飾が過剰とならないよう、可能な限りシンプルなデザインとします。
- ・設置する工作物又は建築物のイメージにあった素材及び色彩とします。
- ・周辺の景観に配慮し、バランスのとれた大きさ及び形状とします。
- ・反射による見辛さ又は同一素材による文字の視認性の低下に注意します。

【表記】

- ・基本的に記名サインは施設名称のみ表示し、施設内容等の利用者に必要な情報は敷地内に掲出します。
- ・複数の施設がある場合は、建物名称や代表する施設名称を上位に表示し、複数表記する場合は、左揃えなど統一した表記とします。
- ・サインシステムで誘導する施設等の入口付近に設置する記名サインについては、誘導サインの表記と同様に英文併記を心がけます。

■設置における配慮事項

- ・公共施設に面する道路の反対側から視認可能な位置に設置します。
- ・単独設置にこだわらず、門柱及び植栽帯等、視認性が確保できる場所に設置します。



■文字色と地色と視認性の関係

- ・文字色と地色の関係と文字の表現方法に配慮して、文字の視認性の確保に努めます。(金属系の素材に同一仕上げの文字色を使用する際には、注意が必要になります。)

【文字色と地色の表示例（左：通常文字／右：立体文字）】

	通常文字	立体文字
同一仕上げ	記名サイン	記名サイン
地色と異なる仕上げ	記名サイン	記名サイン
	記名サイン	記名サイン

(4) 説明サイン

【配置】

- ・対象となる施設や地域資源の近くで、全体がわかる位置に設置します。ただし、サインによって対象物や地域資源の眺望の妨げにならないように配慮します。
- ・利用者が立ち止まってゆっくり読めるスペースに余裕を持って配置し、歩行者の動線の妨げにならないように配慮します。

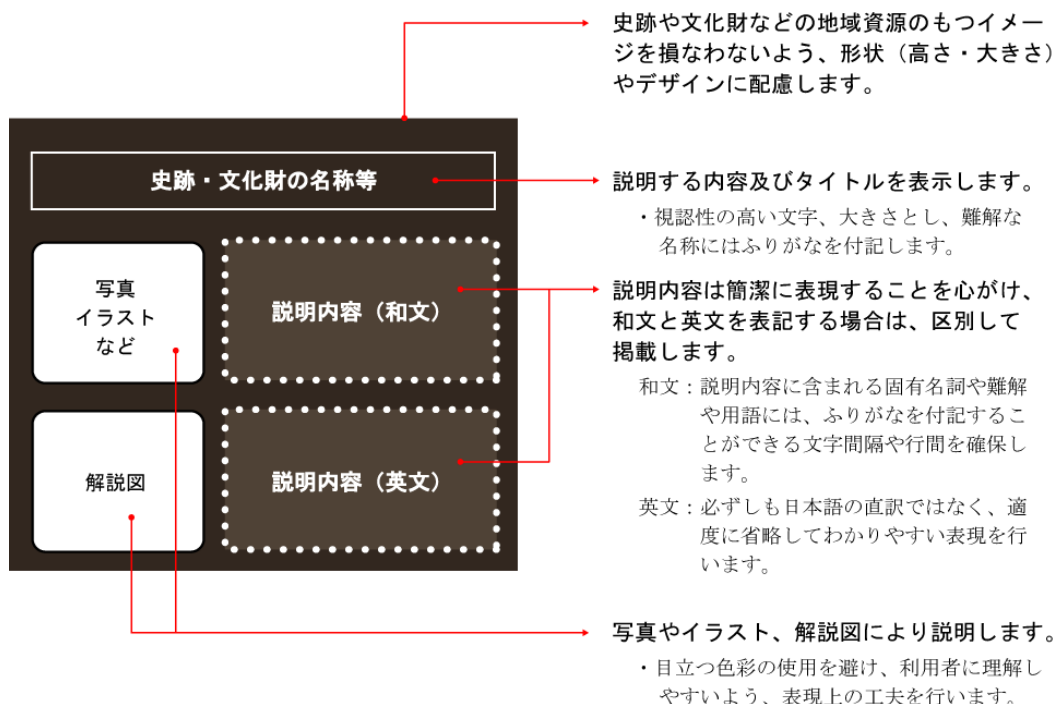
【デザイン】

- ・施設のコネプトや地域資源の持つ雰囲気損なわず、あまり顕示性の高くないシンプルなデザインとします。
- ・周囲の景観に配慮して、素材及び色彩を選択します。

【表記】

- ・説明に用いる文章は、可読性の高い適度な文字間隔、行間隔に留意します。また、読みにくい名称、用語等はふりがなを付記します。
- ・文章等で英文を併記する場合は、和文と英文を区別して表記します。
- ・幅広い利用者に理解しやすいよう、必要に応じて解説図や写真等を掲載するなど、表現上の工夫を行います。

■表示面構成のイメージ



(5) 規制サイン

【配置】

- ・規制や禁止する事項など情報量が多い場合もあるため、内容を把握するために余裕のある空間に設置します。
- ・1箇所に同じ内容のサインの複数設置は避けます。
- ・道路に設置する場合は、原則として道路に対して平行に設置します。
- ・電柱、照明柱への立看板及びはり紙等といった道路空間への仮設による掲出については、可能な限り行わないこととします。

【デザイン】

- ・周囲の景観に配慮して、素材及び色彩を選択します。
- ・注視性が高く、かつ幅広い利用者に容易に理解できるようピクトグラム等を活用したシンプルな表現となるよう工夫します。
- ・規制範囲を示す地図は、他の規制サインと同様の表記とします。

【表記】

- ・J I S 標準のピクトグラムを活用し、他のサインで使用するピクトグラムとの整合性を図ります。
- ・ピクトグラムの活用や理解できる範囲で短縮した文章表現とし、可能な限り使用する文字数を少なくします。

■サインシステムで計画されたエリア内に設置する場合の配慮事項

- ・周辺に設置される案内、誘導サイン等と形状（高さ等）や色彩等デザインの統一感を図ります。
- ・駅周辺等の中心市街地で規制、禁止されている内容を示すサインを複数掲出する場合は、可能な限り集約化を図ります。

【形状と表示面の構成イメージ】

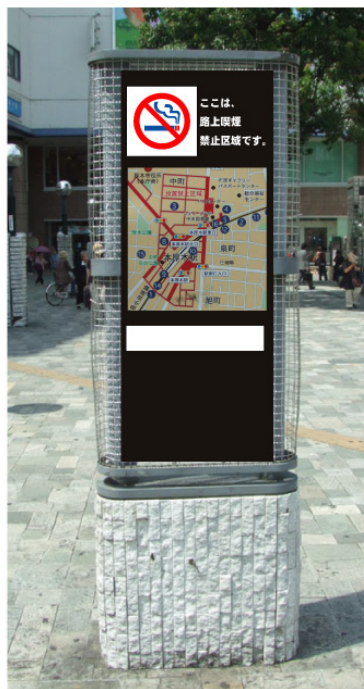


【設置方法のイメージ】

単独で設置した場合



既存のサインを利用した場合



路面に設置した場合（タイルタイプ）



※多言語表記する場合は、ピクトグラム等の大きさを調節し、空いたスペースを活用します。

(6) 通り名サイン

【配置】

- ・ 中心市街地をはじめ、利用者の多い地域において、通称名が付けられた通りに「通り名」及び位置情報を周知するために設置します。
- ・ 利用者の動線、道路構造物及び道路占有物等の位置を考慮して、歩行等の妨げにならないように設置します。
- ・ 通りの位置を明確にするため、起点及び終点に設置します。
- ・ 起点及び終点以外に設置する際、道路構造物及び道路占有物等に共架するか、共架するものがない場合は路面に設置します。

【デザイン】

- ・ 通りの雰囲気を損なわないようなシンプルなデザインとします。
- ・ 周囲の景観に配慮して、素材及び色彩を選択します。
- ・ サインシステムにおける案内、誘導サインと連携する場合は、可能な限り同一のデザインとします。
- ・ 設置場所の景観に配慮し、アクセントカラーを用いることで、通りの演出を可能とします。

【表記】

- ・ 「通り名」については、和文と英文の併記で表示します。
- ・ 通り内で位置を把握できる位置情報を表示します。
- ・ 起点及び終点においては、名称（和英併記）及び位置情報と同時に、設置位置の住所、方向指示（矢印）及び簡易図等を表示します。

※「通り名」の扱いについては、名称が付けられた経緯等を踏まえ、名称の使用や設置する「通り」を検討することとします。

■ 通り名サインの種類と形状等のイメージ

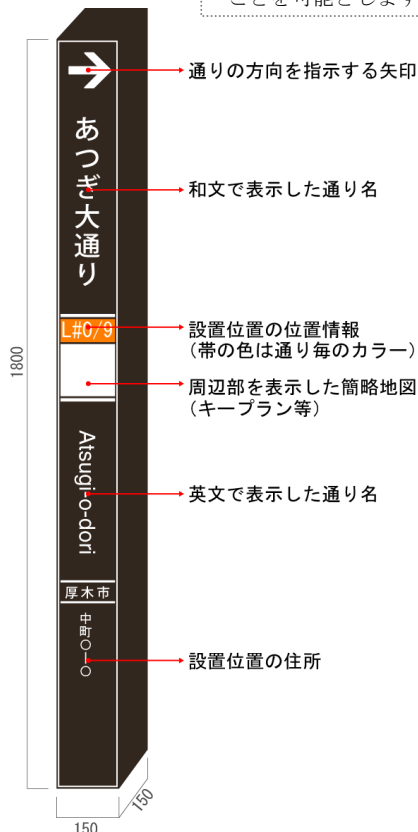
種類		内容
標柱型	設置方法	通りの起点及び終点に独立して設置
	表示内容	通り名称(和英併記)、位置情報、方向指示、簡易図及び住所等
	素材	耐食性、加工性に優れたもの
プレート型	設置方法	通りの中間部に、道路構造物及び道路占有物等に共架して設置
	表示内容	通り名称(和英併記)及び位置情報等
	素材	剥がれや退色に強いもの(基本的にシールタイプのは避ける。)
路面型	設置方法	通りの中間部に、共架するものがない場合、路面に設置
	表示内容	通り名称(和英併記)及び位置情報等
	素材	剥がれや退色に強いもの(基本的にシールタイプのは避ける。)

※標柱型については、通りが長いまたは、中間地点に大きな交差点があるなどの場合は、必要に応じて中間地点にも設置の検討を行います。

【サインの形状と表示面の構成イメージ】

《標柱型》

※設置場所に応じて、表示面(1~4面)を増やすことを可能とします。



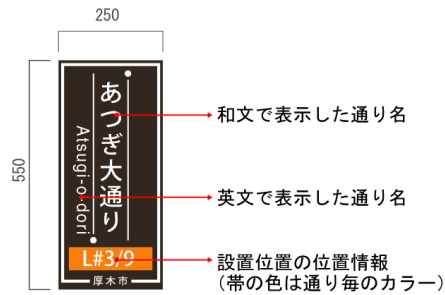
表示面の表記例

文字書体 和文 角ゴシック体
英文 サンセリフ系書体

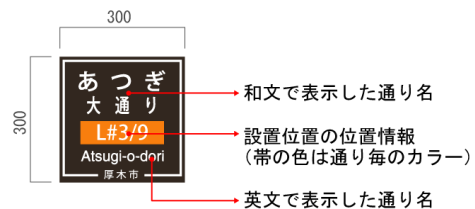
文字高さ

	標柱型	プレート型	路面型
和文	60 mm	48 mm	42 mm
英文	40 mm	32 mm	28 mm

《プレート型》



《路面型》



※地と文字色を反転した掲出イメージ

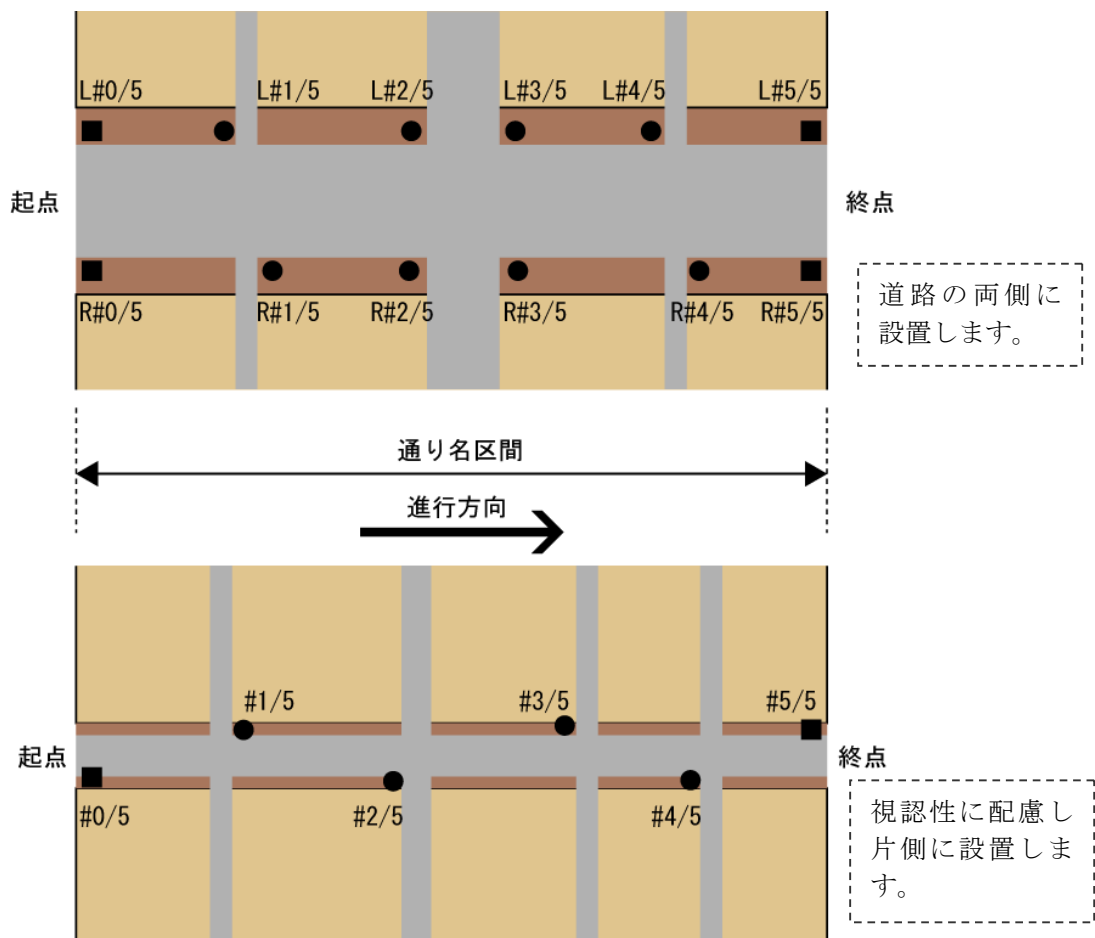
共架するものや設置面の舗装の素材や色彩により、表示面が視認、判読しにくい場合は、地色と文字色を反転した色彩表示での設置について検討を行います



■設置における配慮事項

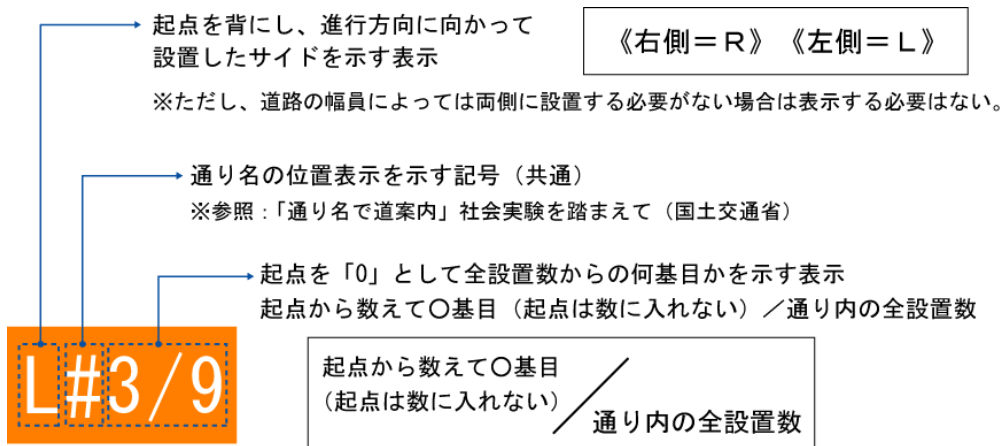
- 基本的には、両側の歩道に通り名サインを設置します。
ただし、幅員が狭く、道路間の横断が容易な通りで、片側設置の際にも視認性が確保できる通りについては、必ずしも両側の歩道に設置する必要はありません。
- 該当する通りの交差点部又は等間隔（交差点がなく直線が長い場合等）に通り名サインを設置します。
また、主要な交差点では、必要に応じて交差点の両側に設置します。
- 標柱型については、原則、通りの起点及び終点付近に設置します。ただし、通りが長い、または大きな交差点があるなどの場合は必要に応じて中間地点にも設置を検討する。
- 通りの中間部分に、プレート型及び路面型の通り名サインを設置します。
この際、共架することが可能な道路構造物及び道路占有物等がある場合はプレート型を設置し、共架するものがない場合については、路面型を設置します。
- 路面型については、原則、歩道中央部より車道側に設置します。

【サインの配置イメージ（上段：通常の通り／下段：幅員の狭い通り）】



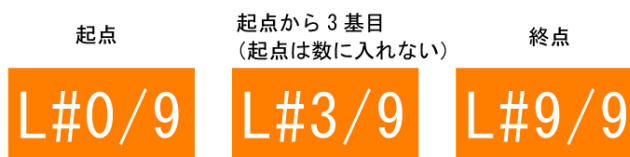
■位置情報の表示方法

- ・設置している歩道の方、位置情報を表す記号及び設置番号の表示を標準とします。

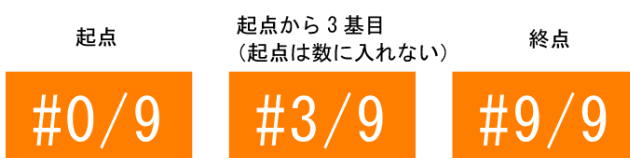


【通りに9基の通り名サインを設置した際の表示例】

○両側設置の場合／左側での表示



○両側設置しない場合



5. 車両系サインの基本方針

5. 車両系サインの基本方針

(1) 車両系誘導サイン

【配置】

- ・原則として、「道路標識設置基準」に準じます。
- ・幹線道路上で、公園、史跡及び公共施設等、全体の地図情報の提供はもとより、サインシステムによる歩行者系誘導サインと連動させることで、効率的な誘導を図ります。
- ・信号機及び他の道路標識等の視認の妨げにならないように配慮します。
- ・車両系誘導サインについては、原則として、広域的で車両の利用が多い施設への誘導のために設置します。
- ・設置方法については、独立設置、既設板の貼り替え若しくは併記、又は歩道橋への共架等、状況に応じて検討します。

【デザイン】

- ・原則として、「道路標識設置基準」に準じます。
- ・国及び県が設置するサインと整合性を図るとともに、連続性や統一感を意識したデザインとします。
- ・表示面の色彩については、標識令に準ずるものとし、原則として、「白地／青図」とします。
- ・支柱の色彩については、周囲の景観及び道路上に掲出されている歩行者系サインの色彩との調和を踏まえた色彩とします。
ただし、地域等で色彩基準を定めている場所については、この限りではありません。
- ・適切な文字サイズとし、余白を十分にとったレイアウトとします。
- ・必要に応じて、夜間での視認性を確保できる素材を使用するか、外照式により、表示面の照度を確保します。

【表記】

- ・距離、方面及び名称の表記については、「道路標識設置基準」に準じます。
- ・複数の施設が集中する地区においては、地区名との連動を検討します。
- ・名称については、原則として、和英併記とします。

■著名地点及び主要地点における文字の大きさ

- ・文字の大きさについては、設置場所の状況に応じて「道路標識設置基準」に準じます。

設計速度	文字の大きさ		数字(距離)の大きさ	ピクトグラム
	和文	英文		
40～60 km/h	※20 cm	和文の1/2の値 小文字は大文字の3/4程度	和文の0.5倍	和文の1.7倍以下
30 km/h以下	※10 cm			

出典：「道路標識設置基準」より作成

※交通量が多い場合、必要に応じて文字の大きさを1.5倍に拡大することができることとします。

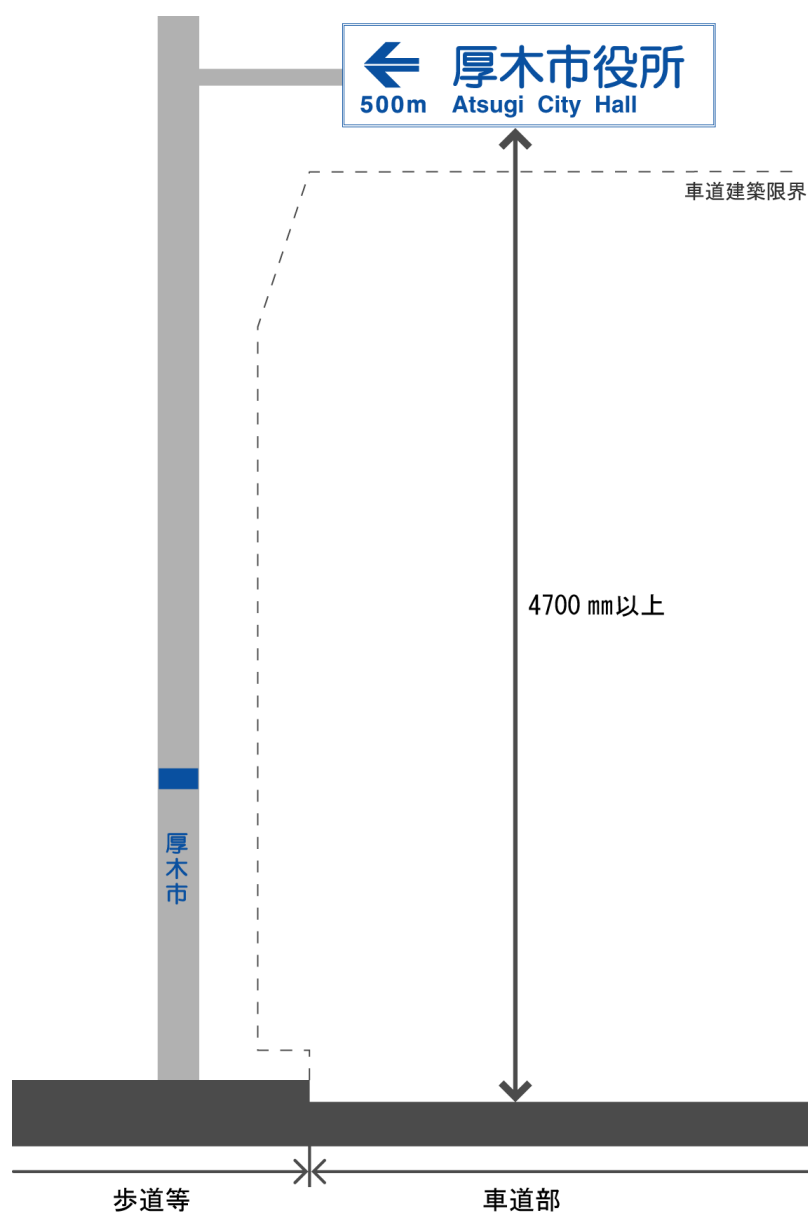
■表示施設

- ・車両系誘導サインに掲載する施設は、地域や設置場所の状況に応じて、下記の表を参考に選択します。
- ・広域的で車両の利用が多いと想定される主要公共施設及び観光地等への誘導表示を行います。

区分	対象施設
交通施設	鉄道駅、バスターミナル、公共駐車場（厚木中央公園地下駐車場、中町立体駐車場等）、国道、県道
公園・自然地	総合公園、運動公園、自然公園、山、河川
観光地	文化財、寺社、史跡、温泉地（七沢温泉、飯山温泉等）
行政施設	国、県、市の庁舎及び出先機関（税務署、警察署、消防署等）
文化施設	図書館、文化会館、美術館、博物館
スポーツ施設	運動場、野球場、競技場、体育館、ハイキングコース
医療・福祉施設	公立病院、メジカルセンター、救急指定病院
教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、七沢自然ふれあいセンター
その他公共施設	広域避難場所、市営斎場、環境センター、資源再生センター
民間施設	利用者の多い施設（特に車両による）、郵便局

■車両系誘導サインの掲出例（片持ち式）

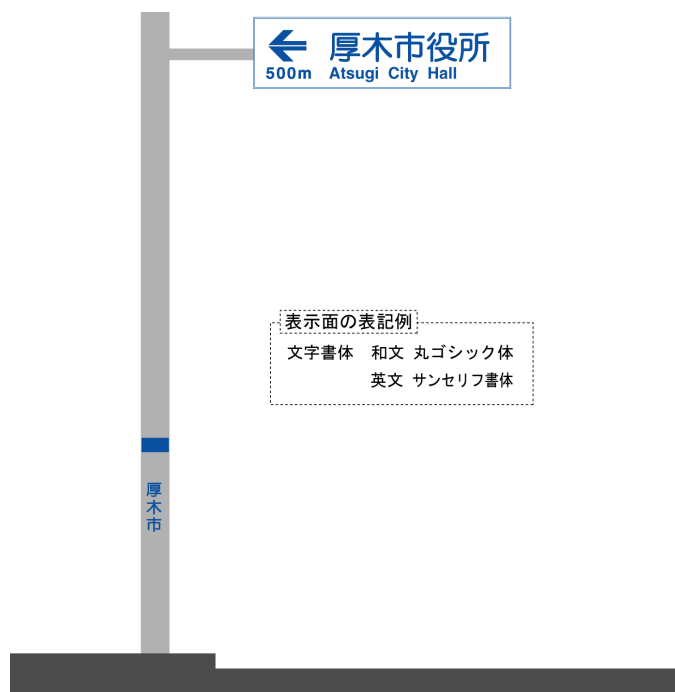
- ・片面表示を基本とします。
ただし、設置条件によっては両面表示も可能とします。
- ・掲載情報については、方面（矢印）、距離、著名地等の名称（和英併記）及びピクトグラムを基本とします。
ピクトグラムについては、原則、共通基準で示したJIS標準を使用します。
- ・方面を表す矢印については、「後方」の矢印は使用しないこととします。
- ・表示面の色彩については、原則として、[白地／青図]とします。
- ・使用する文字の書体について、和文は丸ゴシック体（ナールDBなど）、英文はサンセリフ系書体（ヘルベチカ・ボールドなど）とします。
- ・支柱等の見やすい場所に管理者情報を表示します。



【表示面の構成イメージ】

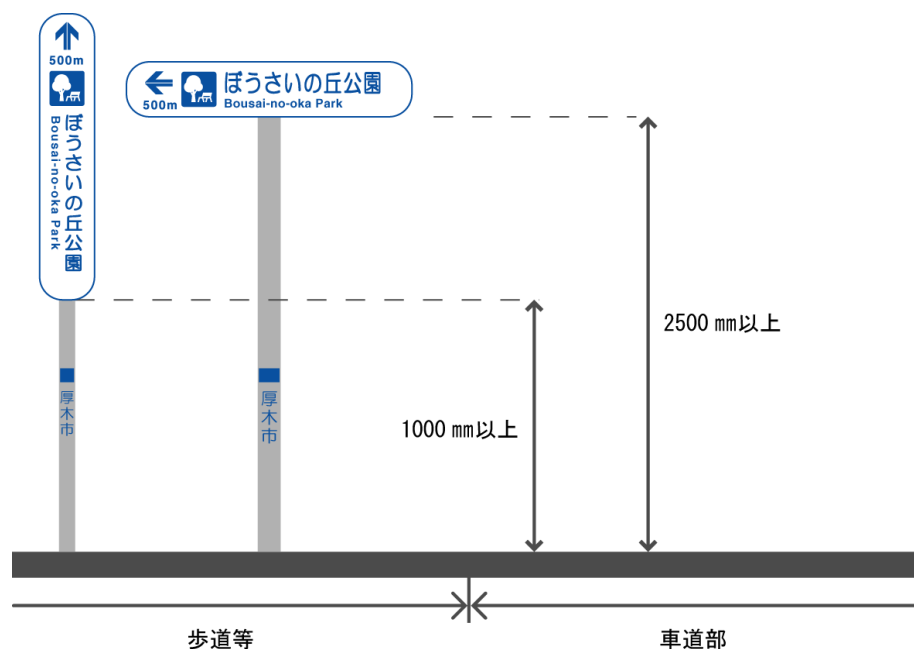


【サイン形状のイメージ】

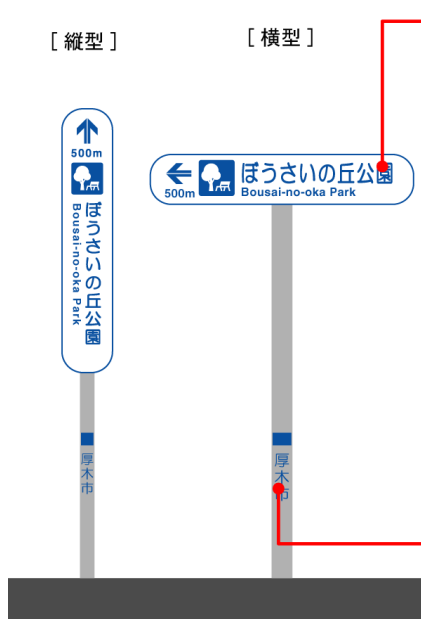


■車両系誘導サインの掲出例（路側式）

- ・歩行者系誘導サインと混同しないため、原則として、車両に向けた位置に設置するものとします。
- ・植え込み等に設置できない場合、十分な歩道幅員を確保できない場所に設置する場合等、道路面から最下段の表示面下端からの高さを2500mm以上確保します。
- ・片面表示を基本とします。
ただし、設置条件によっては、両面表示を可能とします。
- ・掲載情報については、方面（矢印）、距離、著名地等の名称（和英併記）、ピクトグラムを基本とします。
- ・ピクトグラムについては、原則、共通基準で示したJIS標準を使用します。
- ・方面を表す矢印については、「後方」の矢印は使用しないこととします。
- ・表示面の色彩については、原則として、[白地/青図]とします。
ただし、周辺景観や設置する際のデザインの連続性及び統一感に配慮することを条件に[茶系の地/白図]の色彩についても使用可能とします。
- ・使用する文字の書体について、和文は丸ゴシック体（ナールDBなど）、英文はサンセリフ系書体（ヘルベチカ・ボールドなど）とします。
- ・支柱等の見やすい場所に管理者情報を表示します。



【表示面の構成イメージ】



- 目的地情報を表示します。
- 掲載する目的地は、原則、1施設とします。ただし、交差点部などの場合（横型のみ）は必要に応じて3施設までは掲載可能とします。
 - 複数の目的地を誘導する際は、「前方」「左方向」「右方向」の順序で記載します。その際に、同方向の目的地がある場合は、距離の遠い順に記載します。
 - 「前方」「左方向」の場合は、方面（矢印）、距離表示を左側にレイアウトします。必要な場合は目的地名称の左側又は右側にピクトグラムを表示します。
 - 「右方向」の場合は「前方」「左方向」と逆のレイアウトとします。
 - 目的地名称の表記方法は、方面（矢印）側に寄せるものとし、「前方」「左方向」では左寄せ頭合わせとし、「右方向」では右寄せ末尾合わせとします
 - 目的地名称が、板面内に収まらない場合は、文字を長体としてレイアウトを調整できるものとします。
- 管理者情報を表示します。

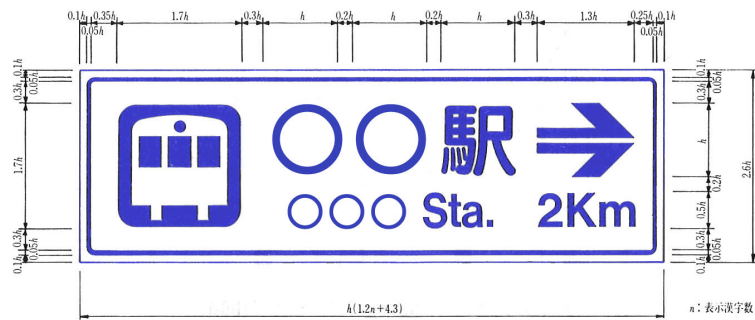
【サイン形状のイメージ】



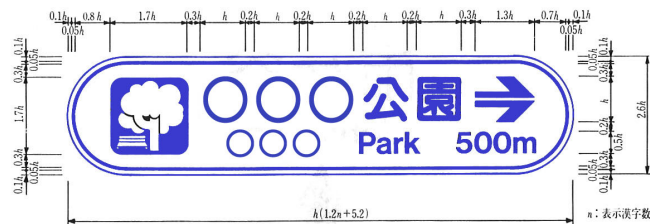
表示面の表記例

文字書体	和文	丸ゴシック体
	英文	サンセリフ系書体

■参考：車両系誘導サインの参考基準



著名地点（114-A）にシンボルマークを表示する場合



著名地点（114-B）にシンボルマークを表示する場合

出典：「道路標識設置基準・同解説」より作成

■参考：交差点の記名（地点）サインの色彩

- ・信号柱に共架されることが多い交差点の記名（地点）サインにおける表示面の「文字色」と「地色」については、共架する信号柱の色彩に配慮することにより、周囲の景観との調和に繋がります。

グレー系の色彩を使用した信号柱に共架した場合	
<p>文字色：青 / 地色：白</p>	<p>文字色：白 / 地色：茶</p>
<p>一般的に数多く掲出されているタイプで、違和感のない組み合わせとなります。</p>	<p>茶色系にすることで落ち着いた色彩となりますが、色彩の一体感に欠ける組み合わせとなります。</p>
茶色系の色彩を使用した信号柱に共架した場合（主に中心市街地に見られる色彩）	
<p>文字色：青 / 地色：白</p>	<p>文字色：白 / 地色：茶</p>
<p>対比した色調のため主張しすぎとなり、色彩の一体感に欠ける組み合わせとなります。</p>	<p>色彩の統一が図られるとともに、落ち着いた色彩の組み合わせとなります。</p>

6. 公共サインの維持・管理の方針

6. 公共サインの維持・管理の方針

(1) 適正な維持管理のしくみ

サイン整備は、設置目的に応じて設置者が異なるため、形状又は表示面の統一性若しくは情報の一貫性が得られないまま整備されることがあります。

また、設置者相互の調整が行われずに設置されることもあり、同位置に複数のサインが設置される場合があります。

その結果として、効率的な案内及び誘導がなされないために利用者の混乱を招くことや、煩雑な掲出状況となり景観への配慮に欠けてしまうことがあります。

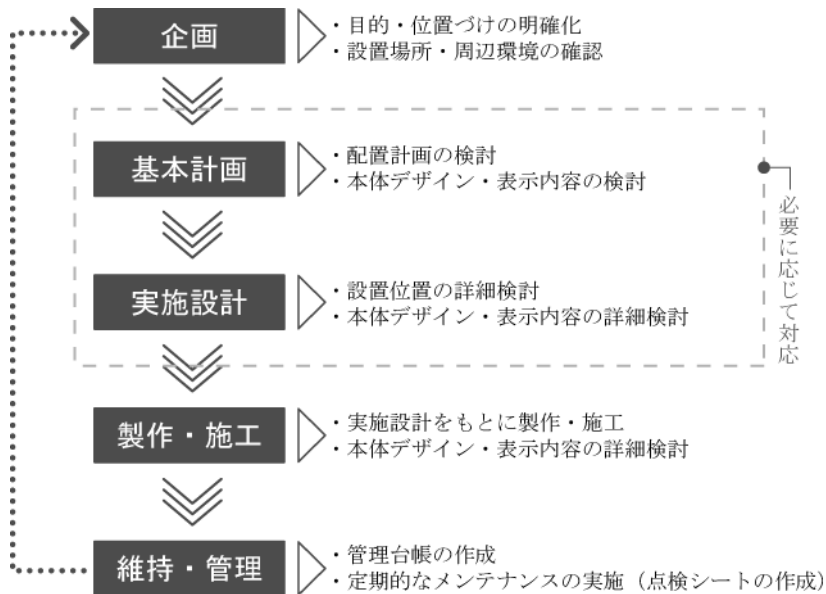
サイン整備をするにあたっては、適切なプロセスによる整備及び計画段階から関係者による調整を行うことが必要になります。

- ・サイン整備においては、適切なプロセスを踏んで企画、計画、設計及び設置をし、適切な維持管理を行います。
- ・本ガイドラインの基準及び配慮事項を踏まえて、サイン整備の計画段階から関係者による協議（調整会議）を行うとともに、整備後の維持管理方法（管理者や点検方法）を明確にしておきます。
- ・本ガイドラインに基づき整備した公共サインについては、管理台帳を作成のうえ、適切に管理します。
なお、既存サインについては、点検時に管理台帳を作成します。
- ・設置後は管理台帳で管理するとともに、定期的な点検により清掃等を行い、必要に応じて補修又は改修を行います。
- ・管理台帳はガイドライン管理者が集約し、管理します。
- ・管理台帳と連携して管理するため、サイン本体に管理番号を表示し、メンテナンスの効率性を確保します。
- ・不要になったサインは、適切に撤去又は統合します。

※国、県及び各種団体がサインを設置する場合は、ガイドライン管理者が事務局となり、本ガイドラインとの整合性を図ります。

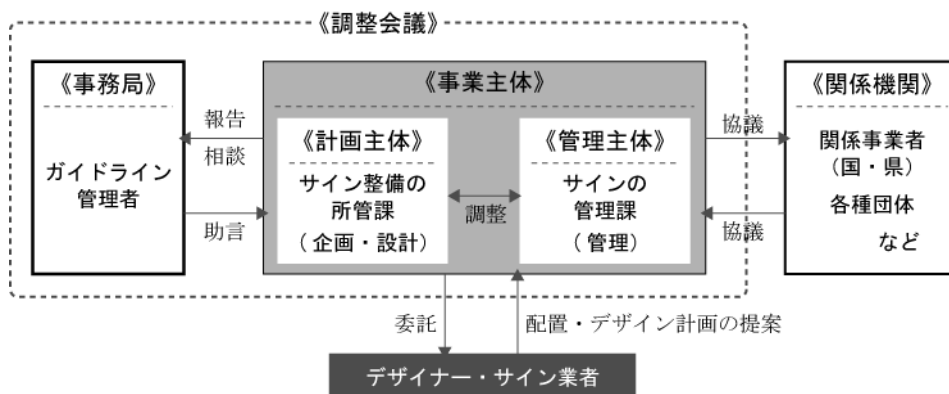
■サイン整備のイメージ

- ・サイン整備の流れについては、下記のフロー図に沿って企画を立案し、ガイドラインの共通基準及び個別基準を参考に計画及び設計を行い、設置後のサインの維持及び管理をします。
- ・事業主体（所管課）が中心となって整備を進めますが、各段階において事務局及び関係機関との調整を行います。



■サイン整備における運用イメージ

- ・事業主体はサイン企画段階で事務局に報告し、ガイドラインとの整合性を含め調整を行います。また、その際に管理台帳等を基にサインの集約化が可能か否かの判断を行います。
- ・計画主体又は管理主体が異なる場合は、事前に調整を行い、各々の役割を明確にしておきます。
- ・事業主体は設置予定のサインの利用目的及び設置場所に関する機関等（道路管理者及び障がい者団体等）と必要に応じて協議を行います。



(2) サインのメンテナンス

公共サインは主に屋外に設置されるため、経年変化による老朽化、はり紙又は落書き等の人的被害への配慮も必要になります。まちの景観を損ねないように、清掃等の日常的なメンテナンスや点検及び修理を伴うメンテナンスを行うことで、常に良好な状態に保つことが必要です。

また、社会状況等の影響も受け、新たな施設の建設や道路の変更等、まちの状況も変化していきます。利用者の混乱を招かないように、そのような情報の更新への対応も重要な要素となります。

このことから、サイン本体の清掃及び保守点検とともに、掲載している情報の更新についても注意を払い、維持管理に努めていくことが必要になります。

①サイン本体のメンテナンス

- ・清掃及び保守点検を、年に1回程度行います。
- ・清掃及び保守点検の状況について、定期点検表に記録し、保管します。
- ・サイン表示面の変更やサイン本体の修繕又は交換が必要なもののうち、軽微なものでない場合、補修・修繕計画等を作成します。
- ・市民等からサインの損傷情報が寄せられた場合、管理者は現状を確認し、必要に応じて補修等を行うこととします。

■清掃

- ・汚れやほこりを清掃します。
- ・違法なはり紙や落書きを取り除き、表面を清掃します。
- ・軒下など雨水洗浄されない場所や大気中の煤煙が多い場所は、清掃回数を増やして対応します。
- ・音声、触知サインの触知図部分は、利用者が直接手に触れて使用するため、可能な限り頻繁に清掃します。

■保守点検

- ・がたつきやボルトの締付け状況を確認し、修繕を行います。
- ・破損及び傷等の状況を確認し、修繕を行います。
- ・塗装の状態、傷等による塗装の一部のはがれ等は、部分的な塗装補修を行います。
- ・サイン本体内部に音声案内装置及び電子機器等を入れている場合は、機械動作やシステムの点検を行います。

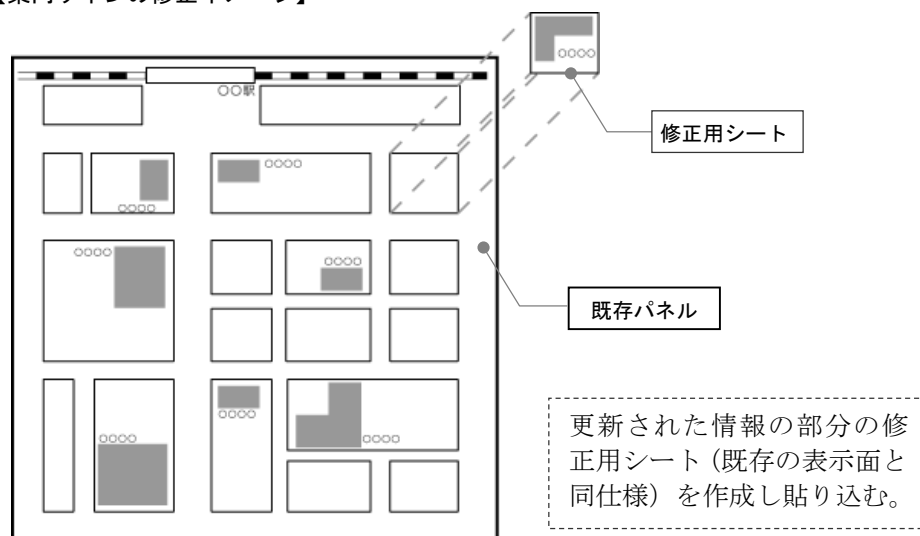
②サイン情報のメンテナンス

- ・定期的にサイン表示内容に関する情報収集を実施し、施設の新設若しくは名称変更又は道路の形状変更等の内容について、追加、修正又は削除など情報の適正な更新を心がけます。
- ・補修内容に合わせて、適切なメンテナンスを行います。
- ・市民等からサインの表示内容に関する情報が寄せられた場合、管理者は現状を確認し、必要に応じてメンテナンスを行い、適切に対応します。

■部分的なメンテナンス

- ・施設の新設若しくは名称変更又は道路の形状変更等に伴い、適宜、部分的な修正を行います。
- ・情報の更新等は、部分的な貼り換えで対応します。
- ・補修する部分は、地色の色彩、文字の種類及び表示面の構成等に合わせて、全体になじむように配慮します。

【案内サインの修正イメージ】



【誘導サインの修正イメージ】

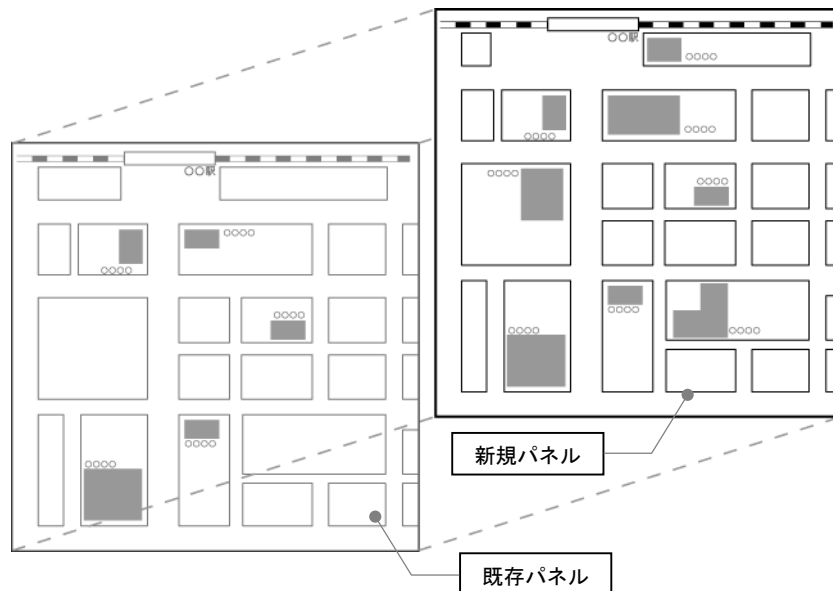


■全面的なメンテナンス

- ・原則として、5年に1回程度を目安に点検を行い、必要に応じて全面的な更新を行います。
- ・表示面の破損及び退色が目立ち、視認性が低い場合は、表示面全体を取り替えます。
- ・表示面の情報の変更箇所が多数ある、若しくはすでに修正済みの箇所が多い等、表示面が煩雑になる場合は、表示面全体を取り替えます。

【案内サインの修正イメージ】

既存パネルを取り外し、新規パネルを作成し取り付け



【誘導サインの修正イメージ】

既存パネルを取り外し、新規パネルを作成し取り付け

